

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第51条) 第10章 重複保険 (第52条) 第11章 保険関係の変更等 (第53条、第54条)</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略)</p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第51条) 第10章 重複保険 (第52条) 第11章 保険関係の変更等 (第53条、第54条)</p>	
<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 荷為替手形の買取時において、<u>海外商社名簿</u>について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074。以下「<u>海外商社名簿</u>」という。) 第1条に基づき作成された海外商社名簿 (以下「名簿」という。) における与信管理区分のEE格、EA格、EM格、EF格、EC格、SC格、PN格、PU格、PT格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外の者を支払人とする荷為替手形であること</p> <p>三～九 (略)</p>	<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 荷為替手形の買取時において、海外商社名簿について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074) 第1条に基づき作成された海外商社名簿 (以下「名簿」という。) における与信管理区分のEE格、EA格、EM格、EF格、EC格、SC格、PN格、PU格、PT格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外の者を支払人とする荷為替手形であること</p> <p>三～九 (略)</p>	

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
第1条の2～第4条の2 (略)	第1条の2～第4条の2 (略)	
第2章 (略)	第2章 (略)	
第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 第7条 (略)	第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 第7条 (略)	
<p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第8条 銀行又は振出人は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、輸出手形保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度00041。以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、<u>日本貿易保険に個別保証枠確認申請（以下「確認申請」という。）を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 日本貿易保険は、第1項又は第9条の規定による申請があった場合は、<u>当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は、個別保証枠確認証（以下「確認証」という。）を申請者に発行する。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第8条 銀行又は振出人は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、輸出手形保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度00041。以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、<u>別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 日本貿易保険は、第1項又は第9条の規定による申請があった場合は、<u>保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとする。</u></p>	
第9条 (略)	第9条 (略)	
<p>(確認証の訂正等)</p> <p>第10条 確認証について、第8条第1項若しくは前条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更（以下「訂正等」という。）の</p>	<p>(確認証の訂正等)</p> <p>第10条 確認証について、第8条第1項若しくは前条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p>	

新	旧	備考
<p>取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 確認証に記載された荷為替手形の支払人又は振出人の名称に訂正等があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、<u>海外商社名簿に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人又は振出人の名称も訂正等がなされたものとみなす。</u></p> <p>二 荷為替手形の支払人又は振出人を変更したときは、当該変更前の支払人又は振出人について発行された確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに<u>日本貿易保険に</u> <u>杵戻通知</u>を行うものとする。</p> <p>三 手形金額の表示通貨を変更したときであっても、<u>確認金額を超えない限りにおいては、引き続き当該確認証は有効とする。</u></p>	<p>一 確認証に記載された荷為替手形の支払人又は振出人の<u>社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」</u>（以下本条において「<u>内容訂正変更通知書</u>」という。）各1通を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>二 荷為替手形の支払人又は振出人を変更したときは、当該変更前の支払人又は振出人について発行された確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに<u>別紙様式第4による「輸出手形保険（決済／杵戻）通知書」</u>（以下「<u>決済等通知書</u>」という。）を提出するものとする。</p> <p>三 手形金額の表示通貨を変更（<u>確認金額の範囲内の変更に限る。</u>）したときは、<u>内容訂正変更通知書の提出を要しない。</u></p>	
<p><b>（決済通知）</b>  <b>第11条</b> 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であって、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、<u>日本貿易保険に決済通知を行うことができる。</u></p>	<p><b>（決済等通知書の提出）</b>  <b>第11条</b> 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であって、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</u></p>	
<p><b>（未使用の確認金額に係る取扱い）</b>  <b>第12条</b> 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>日本貿易保険に杵戻通知を行わなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	<p><b>（未使用の確認金額に係る取扱い）</b>  <b>第12条</b> 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	

新	旧	備考
第13条～第14条 (略)	第13条～第14条 (略)	
<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、特定国に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行又は振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第2による「特定国承認申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第3による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、特定国に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行又は振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第5による「特定国承認申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第6による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
第17条 (略)	第17条 (略)	
<p>(特定国承認等)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第4による「特定国承認証」により申請者に回答する。</p>	<p>(特定国承認等)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第7による「特定国承認証」により申請者に回答する。</p>	
第19条～第26条 (略)	第19条～第26条 (略)	
<p>(特定国承認証の訂正等)</p> <p>第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 特定国承認証に記載された荷為替手形の支払人又は振出人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該変更に係る手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第1による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）1通を本店に提出するものとする。</p>	<p>(特定国承認証の訂正等)</p> <p>第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 特定国承認証に記載された荷為替手形の支払人又は振出人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該変更に係る手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第3による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」（以下本条において「内容訂正変更通知書」という。）1通を本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
二～三 (略)	ものとする。 二～三 (略)	
第28条 (略)	第28条 (略)	
第5章～第11章 (略)	第5章～第11章 (略)	
<p><u>第12章 雑則</u>  <u>(電子情報処理組織を使用した手続)</u>  <u>第55条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		
(別紙) (略)	(別紙) (略)	
別表 (略)	別表 (略)	